

奈良市公報

第18号

令和2年1月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 16	393	放置自転車等の保管	環境政策課
12 16	394	奈良市月ヶ瀬梅の資料館の臨時開館	月ヶ瀬行政センター 地域振興課
12 16	395	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12 16	396	放置自転車等の保管	環境政策課
12 17	397	令和元年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
12 17	398	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
12 17	399	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
12 17	400	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
12 17	401	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
12 18	402	放置自転車等の保管	環境政策課
12 18	403	奈良市公報号外第12号に掲載	障がい福祉課
12 18	404	狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容	保健衛生課
12 19	405	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
12 19	406	放置自転車等の保管	環境政策課
12 20	407	都市計画生産緑地地区の変更	都市計画課
12 20	408	(仮称)登美ヶ丘11次2期住宅地(3工区)土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	都市計画課
12 20	409	指定管理者の指定	奈良町にぎわい課
12 20	410	指定管理者の指定	奈良町にぎわい課
12 20	411	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
12 20	412	生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	保護第一・第二課
12 20	413	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出	保護第一・第二課

12	20	414	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
12	20	415	生活保護法の規定による施術者の指定	保護第一・第二課
12	20	416	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	20	417	開発行為に関する工事の完了の一部訂正	開発指導課
12	20	418	放置自転車等の処分	環境政策課
12	23	419	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
12	23	420	奈良市公報号外第12号に掲載	地域教育課
12	23	421	指定管理者の指定	文化振興課
12	23	422	指定管理者の指定	文化振興課
12	23	423	指定管理者の指定	文化振興課
12	23	424	指定管理者の指定	子ども育成課
12	24	425	道路の区域変更	土木管理課
12	24	426	道路の供用開始	土木管理課
12	24	427	奈良市公報号外第12号に掲載	介護福祉課
12	25	428	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
12	25	429	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
12	26	430	街区の区域等の変更	市民課
12	26	431	街区の区域等の変更	市民課
12	26	432	農用地利用集積計画の決定	農政課
12	26	433	奈良市公報号外第12号に掲載	子ども育成課
12	26	434	奈良市公報号外第12号に掲載	子ども育成課
12	26	435	奈良市公報号外第12号に掲載	子ども育成課
12	26	436	奈良市公報号外第12号に掲載	地域づくり推進課
12	26	437	奈良市公報号外第12号に掲載	地域づくり推進課
12	26	438	奈良市公報号外第12号に掲載	地域づくり推進課
12	27	439	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課

監 査 委 員

月	日	番号	件名
12	27	11	定期監査の実施
12	27	12	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
12	27	30	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
12 18	13	臨時教育委員会の開催	教育政策課
12 20	14	定例教育委員会の開催	教育政策課
12 27	15	奈良市公報号外第12号に掲載	学校教育課
12 27	16	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	17	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	18	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	19	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	20	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	21	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	22	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	23	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	24	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	25	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	26	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	27	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	28	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	29	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	30	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	31	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	32	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	33	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	34	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	35	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	36	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	37	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	38	指定管理者の指定	地域教育課
12 27	39	指定管理者の指定	地域教育課

農 業 委 員 会

月 日	番号	件 名
12 25	11	奈良市公報号外第12号に掲載
12 25	12	奈良市公報号外第12号に掲載
12 25	13	奈良市公報号外第12号に掲載
12 25	14	奈良市公報号外第12号に掲載

令和2年1月16日

(木曜日)

奈良市公報

第18号

正

誤

正誤表

告 示

奈良市告示第373号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年12月16日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年12月15日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第394号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例（平成17年奈良市条例第43号）第4条の3第2項の規定により、次のとおり奈良市月ヶ瀬梅の資料館を臨時に開館する。

令和元年12月16日

奈良市長 仲川 元 庸

1 開館日

施設名	開館日
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	令和2年2月20日、同月27日、3月5日、同月12日、同月19日及び26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年12月16日

奈良市長 仲川 元庸

1. 許可の年月日及び番号

令和元年6月10日 奈良市指令整開 第19A-5号

2. 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年12月16日 第1713号

3. 開発区域に含まれる地域

奈良市五条町209番1

4. 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町549番地13吉本小泉ビル401号

株式会社 Dear 代表取締役 岡山 有貴

奈良市告示第396号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年12月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年12月16日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 397号

令和元年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 令和元年度奈良市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和元年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和元年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）
- 4 令和元年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 5 令和元年度奈良市一般会計補正予算（第6号）
- 6 令和元年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 令和元年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 令和元年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 令和元年度奈良市水道事業会計補正予算（第3号）
- 10 令和元年度奈良市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和元年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135,411千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,967,597千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金		千円 1,091,753	千円 1,000	千円 1,092,753
	1. 分担金	9,916	1,000	10,916
16. 国庫支出金		26,738,916	△ 2,735	26,736,181
	1. 国庫負担金	18,969,718	15,000	18,984,718
	4. 国庫交付金	5,569,498	△ 17,735	5,551,763
17. 県支出金		8,765,320	96,900	8,862,220
	1. 県負担金	5,559,270	7,500	5,566,770
	2. 県補助金	1,696,988	89,400	1,786,388
19. 寄附金		302,500	56,630	359,130
	1. 寄附金	302,500	56,630	359,130
21. 繰越金		731,702	10,416	742,118
	1. 繰越金	731,702	10,416	742,118
23. 市債		14,468,700	△ 26,800	14,441,900
	1. 市債	14,468,700	△ 26,800	14,441,900
歳入合計		135,832,186	135,411	135,967,597

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		千円 689,117	千円 △ 10,273	千円 678,844
	1. 議会費	689,117	△ 10,273	678,844

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		15,135,033 ^{千円}	△ 142,701 ^{千円}	14,992,332 ^{千円}
	1. 総務管理費	11,246,769	△ 94,794	11,151,975
	3. 徴税費	1,270,145	△ 43,737	1,226,408
	4. 戸籍住民基本台帳費	580,147	△ 10,567	569,580
	5. 選挙費	305,608	8,907	314,515
	6. 統計調査費	37,155	128	37,283
	7. 監査委員費	77,978	△ 2,638	75,340
3. 民生費		60,719,421	69,340	60,788,761
	1. 社会福祉費	26,691,576	117,243	26,808,819
	2. 児童福祉費	20,542,390	△ 20,647	20,521,743
	3. 生活保護費	13,276,102	△ 19,577	13,256,525
	4. 国民年金 国事務務費	209,353	△ 7,679	201,674
4. 衛生費		11,825,566	28,783	11,854,349
	1. 保健衛生費	3,699,876	2,204	3,702,080
	2. 保健所費	1,928,272	7,242	1,935,514
	3. 清掃費	5,632,197	19,337	5,651,534
5. 労働費		123,050	△ 1,302	121,748
	1. 労働諸費	123,050	△ 1,302	121,748
6. 農林水産業費		571,246	7,944	579,190
	1. 農林費	571,246	7,944	579,190
7. 商工費		1,790,984	28,274	1,819,258
	1. 商工費	1,790,984	28,274	1,819,258

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 観光費		千円 973,823	千円 3,300	千円 977,123
	1. 観光費	973,823	3,300	977,123
9. 土木費		12,081,664	△ 61,623	12,020,041
	1. 土木管理費	122,327	517	122,844
	2. 道路橋梁費	3,228,101	△ 23	3,228,078
	3. 河川費	761,864	△ 11,719	750,145
	4. 都市計画費	5,869,056	△ 49,285	5,819,771
	6. 住宅費	476,705	△ 1,113	475,592
10. 消防費		3,781,472	64,064	3,845,536
	1. 消防費	3,781,472	64,064	3,845,536
11. 教育費		10,386,582	57,705	10,444,287
	1. 教育総務費	2,454,068	△ 25,720	2,428,348
	2. 小学校費	1,522,419	20,973	1,543,392
	3. 中学校費	682,671	△ 5,692	676,979
	4. 高等学校費	1,002,165	△ 18,597	983,568
	5. 幼稚園費	671,543	83,030	754,573
	7. 保健体育費	2,681,629	3,711	2,685,340
12. 災害復旧費		46,000	5,000	51,000
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	14,000	5,000	19,000
14. 諸支出金		155,618	86,900	242,518
	3. 減債基金	6,400	86,900	93,300
歳出合計		135,832,186	135,411	135,967,597

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
オリンピック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金	令和元年度から 令和2年度まで	千円 4,474
本庁舎空調設備整備事業	令和元年度から 令和2年度まで	63,000
児童用防犯ブザー購入経費	令和元年度から 令和2年度まで	1,300
学校給食調理業務委託	令和元年度から 令和2年度まで	26,000
学校給食食材調達経費	令和元年度から 令和2年度まで	110,000
指定管理者による奈良市古市児童館 ほか3施設の管理に要する経費	令和2年度から 令和4年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による入江泰吉記念 奈良市写真美術館の管理に要する経費	令和2年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による名勝大乘院 庭園文化館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良市杉岡華邨 書道美術館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良市奈良町南 観光駐車場の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良町 にぎわいの家の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による西部公民館学園 大和分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による南部公民館 精華分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による南部公民館 東九条分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による南部公民館 明治分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 横田分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 水間分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 柚ノ川分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による富雄公民館元町分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館興ヶ原分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館邑地分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館丹生分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館北野山分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館狭川分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館大平尾分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館西木辻分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館大安寺分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館済美南分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館二名分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館西登美ヶ丘分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による京西公民館平松分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による伏見公民館あやめ池分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による平城公民館歌姫分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による飛鳥公民館白毫寺分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館佐紀分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
都 市 計 画 事 業	千円 2,088,700	千円 2,052,700
消 防 施 設 整 備 事 業	61,000	68,700
災 害 復 旧 事 業	36,300	37,800
計	14,468,700	14,441,900

令和元年度奈良市土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,454,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国庫支出金		千円 1,756,855	千円 44,000	千円 1,800,855
	1. 国庫交付金	1,756,855	44,000	1,800,855
5. 市債		1,915,000	36,000	1,951,000
	1. 市債	1,915,000	36,000	1,951,000
歳入合計		4,374,000	80,000	4,454,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
西大寺駅南地区土地区画 1. 地区土地区画 整理事業費		千円 2,964,000	千円 80,000	千円 3,044,000
	西大寺駅南地区土地区画 1. 地区土地区画 整理事業費	2,964,000	80,000	3,044,000
歳出合計		4,374,000	80,000	4,454,000

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 1,361,400	千円 1,397,400
計	1,915,000	1,951,000

令和元年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	8,799,000千円	29,200千円	8,828,200千円
第1項 営業費用	8,201,117千円	29,200千円	8,230,317千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,414,700千円」を「不足する額2,343,252千円」に、「当年度分損益勘定留保資金412,408千円」を「当年度分損益勘定留保資金340,960千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,347,700千円	△71,448千円	4,276,252千円
第1項 建設改良費	2,462,239千円	△71,448千円	2,390,791千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,455,745千円	△42,248千円	1,413,497千円

令和元年度奈良市下水道事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 下水道事業費用	7,994,000千円	△9,306千円	7,984,694千円
第1項 営業費用	7,323,327千円	△9,306千円	7,314,021千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,403,000千円」を「不足する額1,371,375千円」に、「当年度分損益勘定留保資金260,938千円」を「当年度分損益勘定留保資金229,313千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	4,448,000千円	△31,625千円	4,416,375千円
第1項 建設改良費	873,529千円	△31,625千円	841,904千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	252,225千円	△40,931千円	211,294千円

令和元年度奈良市一般会計 補正予算（第6号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ82,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,049,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		千円 13,400,000	千円 62,676	千円 13,462,676
	1. 地方交付税	13,400,000	62,676	13,462,676
21. 繰越金		742,118	19,324	761,442
	1. 繰越金	742,118	19,324	761,442
歳入合計		135,967,597	82,000	136,049,597

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		千円 678,844	千円 2,242	千円 681,086
	1. 議会費	678,844	2,242	681,086
2. 総務費		14,992,332	16,098	15,008,430
	1. 総務管理費	11,151,975	11,751	11,163,726
	3. 徴税費	1,226,408	2,792	1,229,200
	4. 戸籍住民基本台帳費	569,580	978	570,558
	5. 選挙費	314,515	233	314,748
	6. 統計調査費	37,283	71	37,354
	7. 監査委員費	75,340	273	75,613
3. 民生費		60,788,761	21,240	60,810,001
	1. 社会福祉費	26,808,819	8,114	26,816,933
	2. 児童福祉費	20,521,743	11,040	20,532,783
	3. 生活保護費	13,256,525	2,035	13,258,560
	4. 国民年金 国事務費	201,674	51	201,725

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		11,854,349	11,499	11,865,848
	1. 保健衛生費	3,702,080	173	3,702,253
	2. 保健所費	1,935,514	4,251	1,939,765
	3. 清掃費	5,651,534	7,075	5,658,609
5. 労働費		121,748	85	121,833
	1. 労働諸費	121,748	85	121,833
6. 農林水産業費		579,190	663	579,853
	1. 農林費	579,190	663	579,853
7. 商工費		1,819,258	518	1,819,776
	1. 商工費	1,819,258	518	1,819,776
8. 観光費		977,123	1,016	978,139
	1. 観光費	977,123	1,016	978,139
9. 土木費		12,020,041	4,943	12,024,984
	1. 土木管理費	122,844	193	123,037
	2. 道路橋梁費	3,228,078	1,625	3,229,703
	3. 河川費	750,145	222	750,367
	4. 都市計画費	5,819,771	2,140	5,821,911
	6. 住宅費	475,592	763	476,355
10. 消防費		3,845,536	12,531	3,858,067
	1. 消防費	3,845,536	12,531	3,858,067

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 教育費		10,444,287 ^{千円}	11,165 ^{千円}	10,455,452 ^{千円}
	1. 教育総務費	2,428,348	6,476	2,434,824
	2. 小学校費	1,543,392	783	1,544,175
	3. 中学校費	676,979	420	677,399
	4. 高等学校費	983,568	1,457	985,025
	5. 幼稚園費	754,573	1,338	755,911
	7. 保健体育費	2,685,340	691	2,686,031
歳出合計		135,967,597	82,000	136,049,597

令和元年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和元年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,003,686千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		千円 2,522,611	千円 700	千円 2,523,311
	1. 一般会計 繰入金	2,522,611	700	2,523,311
歳入合計		36,002,986	700	36,003,686

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 427,689	千円 700	千円 428,389
	1. 総務管理費	332,773	700	333,473
歳出合計		36,002,986	700	36,003,686

令和元年度奈良市土地区画整理事業 特別会計補正予算（第2号）

令和元年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,454,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		千円 381,277	千円 300	千円 381,577
	1. 一般会計 繰入金	381,277	300	381,577
歳入合計		4,454,000	300	4,454,300

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
西大寺駅南 1. 地区土地 整理事業費		千円 3,044,000	千円 161	千円 3,044,161
	西大寺駅南 1. 地区土地 整理事業費	3,044,000	161	3,044,161
JR奈良駅南 2. 地区土地 整理事業費		871,600	139	871,739
	JR奈良駅南 1. 地区土地 整理事業費	871,600	139	871,739
歳出合計		4,454,000	300	4,454,300

令和元年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第2号）

令和元年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,844,486千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		千円 4,737,889	千円 1,000	千円 4,738,889
	1. 一般会計 繰入金	4,737,889	1,000	4,738,889
歳入合計		31,843,486	1,000	31,844,486

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 716,339	千円 1,000	千円 717,339
	1. 総務管理費	306,159	1,000	307,159
歳出合計		31,843,486	1,000	31,844,486

令和元年度奈良市水道事業会計 補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和元年度奈良市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	8,828,200千円	5,806千円	8,834,006千円
第1項 営業費用	8,230,317千円	5,806千円	8,236,123千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,343,252千円」を「不足する額2,344,288千円」に、「当年度分損益勘定留保資金340,960千円」を「当年度分損益勘定留保資金341,996千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,276,252千円	1,036千円	4,277,288千円
第1項 建設改良費	2,390,791千円	1,036千円	2,391,827千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,413,497千円	6,842千円	1,420,339千円

令和元年度奈良市下水道事業会計 補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度奈良市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	7,984,694千円	743千円	7,985,437千円
第1項 営業費用	7,314,021千円	743千円	7,314,764千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,371,375千円」を「不足する額1,371,588千円」に、「当年度分損益勘定留保資金229,313千円」を「当年度分損益勘定留保資金229,526千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,416,375千円	213千円	4,416,588千円
第1項 建設改良費	841,904千円	213千円	842,117千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	211,294千円	956千円	212,250千円

奈良市告示第 398 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和元年12月17日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和元年10月16日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102082	社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会	635-0154	奈良県高市郡高取町観覚寺1382番地	チェリッシュ	630-8441	奈良市神殿町656番地4	就労継続支援A型	令和7年10月15日

2 指定更新年月日 令和元年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102090	株式会社ぱんじー	630-8141	奈良市南京終町七丁目571番地3	訪問介護 Step	630-8141	奈良市南京終町七丁目571番地3	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和7年10月31日
2910100359	有限会社ホームヘルパーズステーション	630-8043	奈良市六条1丁目1番12号	訪問介護ステーションならまち	630-8043	奈良市六条1丁目1番12号	行動援護 同行援護	令和7年10月31日

3 指定更新年月日 令和元年11月16日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100748	有限会社キョウワ	619-0216	京都府木津川市州見台 8-4-26	ハーモニーケアサービス	630-8141	奈良市南京終町 2-322-9	行動援護	令和7年 11月15日

4 指定更新年月日 令和元年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102108	株式会社 TOKA コーポレーション	630-8131	奈良市大森町299番地7	はあ〜と奈良ヘルパーステーション	630-8131	奈良市大森町299番地7	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	令和7年 11月30日
2910101027	株式会社 サンケア	631-0041	奈良市学園大和町一丁目304番地	サンケア	631-0041	奈良市学園大和町1丁目1433-3	居宅介護 重度訪問 介護	令和7年 11月30日
2910100227	社会福祉法人 あゆみの会	631-0811	奈良市秋篠町1381-1	オープンスペースA YUM I	631-0811	奈良市秋篠町1381-1	生活介護 就労継続 支援B型	令和7年 11月30日

奈良市告示第399号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定（更新）したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和元年12月17日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和元年11月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2030100512	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良市奈良阪町167	プレゼントなかがわ	630-8104	奈良市奈良阪町167	計画相談支援	令和7年10月31日

2 指定更新年月日 令和元年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100520	社会福祉法人史明会	630-2192	奈良市鹿野園町1584番地の2	相談支援事業所リノ	630-8054	奈良市七条西町2丁目928	計画相談支援	令和7年11月30日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第 21 条の 5 の 2 5 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 12 月 17 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和元年 1 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950170353	一般社 団法人 愛栄会	630- 8106	奈良市 佐保台 西町 98 コート ヒルズ 101-B	JOY	630- 8106	奈良市 佐保台 西町 98 コート ヒルズ 101-B	放課後等 デイサー ビス	令和 7 年 10 月 31 日

2 指定更新年月日 令和元年 12 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950161204	特定非 営利活 動法人 Msね っと	630-8113	奈良市 法蓮町 433 番 地 1 グ ローリ ー新大 宮 1 階	もこも こ	630-8113	奈良市 法蓮町 433 番地 1 グロー リー新 大宮 1 階	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス	令和 7 年 11 月 30 日

奈良市告示第 401 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 12月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
有限会社 サポートさくら	奈良県奈良市あやめ池南 五丁目1番34号	居宅 訪問介護	令和元年 12月1日
有限会社 サポートさくら	奈良県奈良市あやめ池南 五丁目1番34号		

奈良市告示第402号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年12月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年12月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 404号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同法第6条第8項の規定により公示します。

令和 元 年 12 月 18 日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

収容日時：令和 元 年 10 月 16 日 14 時 00 分
場 所：白毫寺町
種 類：柴犬
毛 色：茶
性 別：オス
推定年齢：6才
体 格：中
備 考：革製黒色の首輪、係留鎖付き

奈良市告示第 405 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和 元年 12 月 19 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	明槻 征照 奈良市恋の窪一丁目4番19号	加地 政憲 奈良市恋の窪一丁目3番17-210号

2回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	加地 政憲 奈良市恋の窪一丁目3番17-210号	倉口 博次 奈良市恋の窪一丁目15番4号

2 変更の年月日

1回目 平成30年 4月 1日

2回目 平成31年 4月 1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年12月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年12月19日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年12月20日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市学園朝日元町二丁目、学園大和町一丁目、杏町、三条栄町、三条桧町、四条大路四丁目、菅原町、東九条町、中山町、平松一丁目及び法蓮町の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

奈良市告示第 408 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 10 条第 1 項の規定により（仮称）登美ヶ丘 1 次 2 期住宅地（3 工区）土地区画整理事業の事業計画の変更（第 1 回）を認可したので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 12 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 土地区画整理事業の名称
（仮称）登美ヶ丘 1 次 2 期住宅地（3 工区）土地区画整理事業
- 2 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目 5 番 13 号
名称 近鉄不動産株式会社
- 3 事業施行期間
平成 30 年 6 月 25 日から令和 2 年 5 月 31 日まで
- 4 施行地区
奈良市二名町、中登美ヶ丘五丁目の各一部
- 5 事務所の所在地
奈良県生駒市辻町 763 の 1
（近鉄不動産株式会社アセット事業本部資産管理部内）
- 6 施行認可の年月日
平成 30 年 6 月 25 日
- 7 事業計画の変更（第 1 回）認可年月日
令和元年 12 月 20 日
- 8 事業年度
毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで
- 9 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。

奈良市告示第 409 号

奈良町にぎわいの家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中新屋町5番地

奈良町にぎわいの家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中新屋町2番地の1

奈良町にぎわいの家管理共同体

理事長 二十軒 起夫

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良町にぎわいの家条例第3条に規定する事業の実施に関する事。

(2) 奈良町にぎわいの家の利用制限に関する事。

(3) 奈良町にぎわいの家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(4) その他市長が定める事。

奈良市告示第410号

奈良市奈良町南観光駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市井上町11番地
奈良市奈良町南観光駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西登美ヶ丘1丁目6番3号
有限会社くるみの木
取締役 石村 由喜子
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市奈良町南観光駐車場の供用に関すること。
(3) 奈良市奈良町南観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。

奈良市告示第 411 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
あすならホーム 西の京	奈良県奈良市六条二丁目 20番67号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和元年 12月1日
社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字 青木160番7		

奈良市告示第 4/2 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年12月20日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ソワン 訪問介護センター	奈良県奈良市学園新田町3219-1 パルムドール学園前参番館B1F	株式会社	令和元年 11月1日
新	ソワン 訪問介護センター	奈良県奈良市鶴舞西町2-17 ヴィラ学園前1階102号室	クカメディカル	令和元年 11月1日
旧	ソワン訪問介護セン ター・ケアプラン部	奈良県奈良市学園新田町3219-1 パルムドール学園前参番館B1F	株式会社	令和元年 11月1日
新	ソワン訪問介護セン ター・ケアプラン部	奈良県奈良市鶴舞西町2-17 ヴィラ学園前1階102号室	クカメディカル	令和元年 11月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年12月20日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は 休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		休止した施設又は 休止した事業の種類	休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ハーモニー・ヘルパー ステーション学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目 1994-3 第D20号棟 第102号室	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和2年 1月1日
株式会社 日本ユニケア	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目 1番3号	訪問型サービス（独自/定率）	

奈良市告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年12月20日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和2年 4月1日
名称	主たる事務所の所在地		
岡谷会ホームヘルプ ステーション新大宮	奈良県奈良市芝辻町4-7-2	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和2年 4月1日
医療法人岡谷会	奈良県奈良市西木辻町 200番地		

奈良市告示第 415 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 12 月 20 日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
石田 英雅		あんま	令和元年 11月27日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番 地の1 大和紀寺ビル305号		
石田 英雅		はり・きゅう	令和元年 11月27日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町835番 地の1 大和紀寺ビル305号		

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成31年1月29日 奈良市指令整開 第18A-38号

令和元年6月26日 奈良市指令整開 第18A-38-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年12月20日 第1714号

公共施設 令和元年12月20日 第845号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南二丁目915番34の一部、915番59の一部、915番193及び915番241

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市光南町1丁目2番9号

有限会社 シティ建設 代表取締役 岡田 義太

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市学園南二丁目915番34の一部、915番59の一部、915番193の一部及び915番241の一部

(2) 下水道

奈良市学園南二丁目915番34の一部、915番59の一部、915番193の一部及び915番241の一部

開発行為に関する工事の完了（令和元年奈良市告示第242号）の一部を次のように訂正する。

令和元年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 3 開発区域に含まれる地域中「1124番21の一部」を「1224番21の一部」に、「1124番22」を「1224番22」に訂正する。
- 5 公共施設の種類、位置及び区域(1)中「1124番22の一部」を「1224番22の一部」に訂正する。

奈良市告示第418号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和元年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和元年12月20日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年5月7日、同月10日、同月12日、同月17日、同月21日、同月24日及び同月27日

奈良市告示第 419 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新町一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和 元年 12 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山下 隆 奈良市西大寺新町一丁目4番10-1号	中倉 正博 奈良市西大寺新町一丁目8番18号

2回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中倉 正博 奈良市西大寺新町一丁目8番18号	今西 貞次 奈良市西大寺新町一丁目3番11号

3回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	今西 貞次 奈良市西大寺新町一丁目3番11号	星野 佳代子 奈良市西大寺新町一丁目3番8号

2 変更の年月日

1回目 平成29年 4月 1日

2回目 平成30年 3月 1日

3回目 平成31年 3月16日

奈良市告示第421号

入江泰吉記念奈良市写真美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高畑町600番地の1
入江泰吉記念奈良市写真美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番地1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例（平成4年奈良市条例第19号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関する事。
 - (4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (5) その他市長が定める事。

奈良市告示第422号

名勝大乘院庭園文化館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高畑町1083番地の1
名勝大乘院庭園文化館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高畑町1096番地
株式会社奈良ホテル
代表取締役社長 森本 昌弘
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 名勝大乘院庭園文化館条例（平成8年奈良市条例第13号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 名勝大乘院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

奈良市告示第423号

奈良市杉岡華邨書道美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市脇戸町3番地
奈良市杉岡華邨書道美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市杉岡華邨書道美術館条例（平成12年奈良市条例第16号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市杉岡華邨書道美術館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市杉岡華邨書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

奈良市告示第424号

奈良市児童館4館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月23日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名称	所在地
奈良市古市児童館	奈良市古市町1263番地
奈良市横井児童館	奈良市横井五丁目337番地の2
奈良市東之阪児童館	奈良市川上町461番地の1
奈良市大宮児童館	奈良市西之阪町5番地の1

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 児童館の事業の実施に関する事。
- (2) 児童館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 児童館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

奈良市告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、
次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において
一般の縦覧に供します。

令和 元年12月24日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
南部第188号線	奈良市出屋敷町 79番2地先から 奈良市出屋敷町 64番5地先まで	前	1.85 ~ 4.75	7.2	
		後	5.0 ~ 5.7	7.2	

奈良市告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、
次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において
一般の縦覧に供します。

令和 元年12月24日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
南部第188号線	奈良市出屋敷町 79番2地先から	奈良市出屋敷町 64番5地先まで	L=7.2 W=5.0 ~ 5.7	

奈良市告示第 428 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

令和元年 2月 25日

奈良市長 仲川 元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
令和元年 9月27日	永吉 純一	社会医療法人 松本快生会 西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町1番 15号	泌尿器科 (じん臓機能障害)

奈良市告示第 429 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和元年12月25日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する医療の種類	主として担当する医師
令和元年 10月1日	奈良県総合 医療センター	奈良市七条西町 二丁目897-5	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 理事長 上田 裕一	口腔に 関する医療	山本 一彦

奈良市告示第430号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、
街区の区域等を次のとおり変更します。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更の年月日

令和元年12月26日

2 街区の区域

- ・西大寺南町の一部（昭和45年12月1日住居表示実施）

別図1を別図2に示すとおり変更します。

3街区の一部を5街区に編入。

別図1及び別図2省略

奈良市告示第 431号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、
街区の区域等を次のとおり変更します。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更の年月日

令和元年12月26日

2 街区の区域

- ・大森西町の一部（平成元年10月2日住居表示実施）

別図1を別図2に示すとおり変更します。

17街区の一部を20街区に編入。

19街区の一部を20街区に編入。

20街区の一部を21街区に編入。

22街区の一部を19街区に編入。

別図1及び別図2省略

奈良市告示第 432号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第 439号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和元年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和1年12月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970105207	地域密着型通所 介護	特定非営利活動 法人こもれび	奈良市中山町 西3-362 -6	デイサービ スこもれび の郷	奈良市中山町西 3-362-6

監
監

查
查

奈良市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和元年 12 月 27 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

奈 監 第 49 号
令和元年 12 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 森 田 一 成 様
奈良市教育委員会教育長 中 室 雄 俊 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部 市民課（市民サービスセンターを含む。） 生活環境課
新斎苑建設推進課
人権政策課
人権文化センター（北、中、東、南）
男女共同参画課
西部出張所
総務課 住民課
(消防局) 総務課 予防課 救急課
(教育委員会)
教育部 教育総務課 地域教育課 学校教育課 いじめ防止生徒指導課

	保健給食課
高等学校	一条
中学校	伏見 富雄 平城東
小学校	都跡 辰市 明治 あやめ池 青和 神功 朱雀 佐保台

2 監査期間

令和元年10月7日から令和元年12月26日まで

3 監査方法

令和元年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和元年8月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民部

市民課

レジスター・漢字スリッププリンタ賃貸借契約の関係書類を査閲したところ、借り受けた機器の整備、保守、修理等を契約相手方が行うことが契約書に定められているが、修理作業を契約相手方ではない業者が行っていた。

所管課は、発注している業務が契約書に基づいて履行されているかの確認を行い、契約内容と実態が一致する適正な事務処理を行われたい。

【意見】

業務委託における機器類の調達について

賃貸借契約により調達しているレジスターは、窓口業務の受託業者が使用しているが、その経費は全て市が負担しており、受託業者の費用負担は発生していなかった。

業務委託については、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、受託業者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものであることとされており、また、機械、資材等が相手方から借入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約（契約当事者双方に相互に対価的關係をなす法

的義務を課する契約) による正当なものであることが必要であるとされていることから、窓口業務委託において、使用される機器類については、受託業者によって調達されることが基本である。それでも、市が管理する機器類を使用する際には、別個の賃貸借契約を締結した上で、受託業者が費用を負担するなど、労働者派遣との違いを明確にされたい。

【意見】

奈良市証明書交付機による交付手数料の入金処理について

奈良市は地方公共団体情報システム機構（以下「システム機構」という。）と契約を締結し、本年3月3日から全国のコンビニエンスストア等において、奈良市民がマイナンバーカードを使用して住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付を受けることが可能となっている。さらに、市はコンビニエンスストアだけでなく、市施設内である本庁の市民課及び西部出張所の住民課でも自動交付できるよう証明書交付機（以下「交付機」という。）を設置している。奈良市の交付機によって、奈良市民以外の方が住所地発行の証明書等の交付を受けることもできる。

システム機構との契約における交付機に関する現金及び事務の流れは、次のとおりである。自治体等に設置された交付機で交付された証明書全ての件数データ及び交付手数料が、一旦システム機構に集められる。そして、一月ごとに本来の証明書等交付自治体ごとの交付件数及び金額が集計され、件数分の交付手数料が、翌月に各自治体に振り込まれる。

奈良市の交付機で入金された交付手数料については、システム機構から市が徴収委託を受けており、市職員が毎日集金を行い、全額を市の歳入である「雑入」として入金している。しかし、集金した現金は、市が徴収委託を受けて集めた受託徴収金であり、本市の歳入とはいえない預り金である。市は、受託徴収金分をシステム機構へ払い込む必要があるため、「役務費（手数料）」の歳出予算から支出している。そして、市の本来の歳入である、奈良市受取分の交付手数料については、翌月に一月の発行件数分の金額が、システム機構から入金され市の戸籍住民基本台帳費手数料収入となっている。

この預り金分が市の歳入に入金され、また、役務の提供を受けていないにもかかわらず、預り金分の金額が役務費（手数料）の歳出予算から執行されている状態は、差引額は変わらないものの、毎月、預り金分が歳入、歳出ともに、過大に計上されている状態であり、適正に表示できていないことから、交付機による交付手数料の入金処理方法について再検討され事務の改善を図られたい。

生活環境課

墓地使用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、前年度決算における収入未済額と本年度の調定額が一致していなかった。

これは、墓地使用料が財務会計システムとは別にエクセルファイルで管理され

ているが、その数値と財務会計システムの数値とが一致していなかったためであった。墓地使用料の事務は担当者が一人で担っており、担当者以外は内容を把握しておらず、チェック機能が働いていない状態であった。

所管課は、公金である使用料の事務を行っていることを十分に認識し、管理職を含めた複数の職員による確認を徹底するなど、チェック機能が働く体制を整えられたい。その上で、繰越の調定額は、前年度決算における収入未済額と必ず一致すべきであることから、適正な金額で調定を行われたい。

新斎苑建設推進課

新斎苑等整備運営事業については、プロポーザル方式にて受託業者を決定しているが、選定委員会で選定された最優秀提案者との契約締結に際し、予定価格調書を作成せず、また、企画提案時の見積書とは別個の正式な見積書を徴取していなかった。

最優秀提案者は受託候補者に過ぎず、契約交渉を行った上で契約を締結する必要があることから、奈良市契約規則第 18 条及び第 18 条の 2 の規定に則り、契約締結の際には予定価格調書を作成するとともに、企画提案時の見積書とは別個の正式な見積書を徴取し、適正な契約事務を行われたい。

【意見】

5号随意契約における審査承認日について

樹木伐採業務委託契約の関係書類を査閲したところ、大雨等の影響で民家に倒木被害が発生したため早急に撤去する必要があるとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約を締結し、後日、奈良市建設工事入札参加者等審査会（以下「審査会」という。）で事後承認されていたが、随意契約調書の承認日は、契約日に遡った日付となっていた。

この承認日を遡る処理は、平成 10 年 5 月 20 日付け奈総監号外の総務部長通知によるものであったが、承認日を遡る処理は適切でないことから、審査会において実際に承認された日で処理されるよう改められたい。

人権政策課

住宅新築資金等貸付金特別会計で購入した切手について、一般会計で購入した切手と混同して切手類受払簿に記載し、管理していた。この原因は、住宅新築資金等貸付金特別会計の郵便料について、平成 28 年度以降予算計上がなかったため、今年度の繰越時に、誤って切手類受払簿を統合してしまったことであった。

各会計における費用を適切に把握するため、郵便料の予算計上がなかったとしても、購入時の予算科目（目）及び切手の使用目的に従って、会計ごとに切手類受払簿を作成し、切手を管理されたい。

人権文化センター（北、中、東、南）

人権文化センターにおける歳出予算の執行において、実施の意思決定を諮る施行起案が、所長専決されている事例が散見された。

奈良市事務専決規程第7条の所長等専決事項に限定列挙されている項目に該当しないものについては、課長以上の決裁を受けられたい。

(消防局)

総務課

【意見】

消防団員への費用弁償の支給について

消防団員の報酬については、本人に直接支給されているが、費用弁償については、各所属分団長が受領する旨の委任状を全団員から徴取し、費用弁償全額が本人ではなく各分団長に振り込まれており、各分団長から団員本人に支給されているか所管課は確認していなかった。

費用弁償は、団員が火災、訓練等に出動したときに支給されるものであり、令和元年12月13日付け消防地第228号「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」の消防庁通知に、「年額報酬や出動手当は、その性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。」とある。なお、同様の通知が平成17年から6回出されている。

これらのことから、所管課は費用弁償についても報酬と同様に、団員本人に直接支給するなど支給方法の見直しを行われたい。

(教育委員会)

教育部

教育総務課

(1) 教育財産使用許可全150件の関係書類を査閲したところ、教育財産使用許可申請書が提出されていないにもかかわらず、教育財産使用許可書を発行している事例が1件あった。また、奈良市教育財産管理規則第2条第2項で、使用料の減免を受けようとする者は、申請書に減免を受けようとする理由を明らかにした書面（以下「減免理由書」という。）を添付しなければならないという旨が規定されているが、減免理由書が添付されていないにもかかわらず、使用料が減免されている事例が83件あった。

申請書の提出なく使用許可を行うことは、たとえ1件であっても不適切である。加えて、減免は例外的措置であり、その必要性について十分に審査する必要がある。減免理由書は、減免申請を審査する際に必要不可欠な重要書面であることから、同規則第2条及び第4条に則り、所管課は必ず申請書を受領し、また、申請者が減免を受けようとする場合は減免理由書も必ず提出を受け、使用許可及び減免決定について、適正に審査されたい。

さらに、申請書に申請日が記載されていない事例が 51 件見受けられた。

申請日は許可審査にあたり重要な情報であることから、必ず申請日が記載された適正な申請書を受領されたい。

- (2) 奈良市学校施設長寿命化計画策定業務委託については、プロポーザル方式にて受託業者を決定しているが、選定委員会で選定された最優秀提案者との契約締結に際し、予定価格調書を作成せず、また、企画提案時の見積書とは別個の正式な見積書を徴取していなかった。

最優秀提案者は受託候補者に過ぎず、契約交渉を行った上で契約を締結する必要があることから、奈良市契約規則第 18 条及び第 18 条の 2 の規定に則り、契約締結の際には予定価格調書を作成するとともに、企画提案時の見積書とは別個の正式な見積書を徴取し、適正な契約事務を行われたい。

地域教育課

- (1) 奈良市青少年野外活動センターの使用料については、収納事務を指定管理者に委託しており、収納した使用料は速やかに指定金融機関等に入金されていたが、使用料の調定に必要な入金情報の報告は 1 か月分まとめて提出されるため、所管課は、収納された使用料の調定を 1 か月分まとめて行っていた。

所管課は、入金後速やかに指定管理者から調定に必要な入金情報の報告を受けた上で、奈良市会計規則第 12 条の規定に則り、速やかに事後調定されたい。

- (2) 公民館使用料については、収納事務を指定管理者に委託しているが、関係書類（6 月分）を査閲したところ、全 24 館中 15 館で、収納された使用料が 1 か月分まとめて指定金融機関等に入金されていた。また、所管課は、収納された使用料の調定を 1 か月分まとめて行っていた。

所管課は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、収納した使用料は基本協定書第 7 条第 2 項に則り、速やかに指定金融機関等に入金するよう、また、調定に必要な入金情報についても速やかに報告するよう指定管理者を指導した上で、奈良市会計規則第 12 条の規定に則り、速やかに事後調定されたい。

- (3) 公民館使用料の収納状況について、所管課は指定管理者が作成した報告書類と領収済通知書でしか確認しておらず、使用申請書との照合を行っていなかった。また、使用申請書にはあらかじめ連番が付されていたものの、印刷については指定管理者に任せきりとなっており、所管課による在庫確認もできていなかった。

所管課は、指定管理者が作成した報告書類や領収済通知書に加えて、外部証拠書類である使用申請書等と使用料の入金額との照合を行い、指定管理者から

の報告内容が正確であるか確認されたい。また、使用料積算の外部証拠書類ともなる使用申請書の印刷枚数、各公民館への配付状況等、指定管理者の在庫管理状況について適切に把握されたい。

- (4) バンビーホームで使用する物品の購入について、支払が完了していたにもかかわらず、誤って再度支払手続が行われている事例が見受けられた。

バンビーホームで使用する物品の支払手続は、所管課である地域教育課が行っているが、発注及び受領については、所管課以外にバンビーホームで行う場合もあることから、バンビーホームと所管課は請求書等の支払関係書類の受渡しを管理簿によって確認している。しかし、管理簿には受渡書類や支払状況が確認できる記載欄がなかった。

二重払いが起きた主な要因は、管理簿の内容が不十分であり、情報共有が十分に図られなかったことであると考えられる。

所管課は、バンビーホームと密に連携を取り、物品の発注及び受領の状況を把握した上で、支払関係書類の受渡しについて管理を徹底し、適正に事務を執行されたい。

いじめ防止生徒指導課

「ストップいじめ ならダイヤル」夜間休日業務委託に関する書類を査閲したところ、長期継続契約による実施の意思決定を諮る施行起案が、課長専決されていた。

当該委託については、奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領第2条第2項第9号に規定されている「その他市長が定める役務の提供」にしか該当しないため、施行起案においては市長決裁を受けられたい。

【意見】

長期継続契約の基準整理について

奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用要領（以下「運用要領」という。）及び奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例運用基準（以下「運用基準」という。）には、長期継続契約を締結できる契約について規定されている。

今回の定期監査において、運用要領第2条第2項第9号に規定されている「その他市長が定める役務の提供」にしか該当していないにもかかわらず、市長決裁を受けていない事例があった。これは、運用要領第2条第2項に列挙されている第1号から第8号に該当する契約については、市長決裁は必須ではないが、運用基準第3条に列挙されている「想定される契約の例」に、市長決裁が必須なものとは必須ではないものが混在しており、分かりにくいことが主な要因であると考えられる。

本来、条例の運用に際し事務処理の誤りを防ぎ、効率的に事務を進めるための運用要領と運用基準が、かえって事務処理の誤りを招いている傾向も見受けられることから、条例所管課において運用要領と運用基準の見直しを図られ、分かりやすい規定に整理されることを要望する。

保健給食課

(1) 学校給食費の前年度収入未済分の繰越調定について、予備監査を実施した11月現在において調定が行われていなかった。

このような状態では収入未済額が正確に把握できないことから、収入未済額の繰越調定は奈良市会計規則第21条に則り、適正に整理されたい。

(2) 奈良市学校保健会補助金の関係書類を査閲したところ、同会の年間予算を大幅に上回る金額の特別会計が存在し、定期預金で管理されていた。しかし、補助金交付申請書に添付されるべき前年度の決算書類には特別会計分が含まれていなかったため、全体の財政状況がつかめない状態となっていた。また、補助金は前払いされていた。

補助金については、毎年、安易に交付するのではなく、特別会計を含んだ全体の財政状況を加味した上で、前払いの必要性を含め、交付する妥当性を適正に審査されたい。

【意見】

奈良市学校保健会の事務局業務について

奈良市学校保健会補助金の関係書類を査閲したところ、同会の事務局は保健給食課内に置かれ、事務を所管課職員が行っていた。このことについては、奈良市学校保健会規約には「事務局を保健給食課内に置く。」と記載されているが、所管課の事務分掌には記載されていなかった。

市は、同会に補助金を交付していることから、補助金の申請者と交付者が同一にならないように、事務局業務を他団体等に移行するよう努めるべきである。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌にその旨を記載し、取扱要領を制定した上で、業務を行われるよう改められたい。

一条高等学校

委託料及び手数料で執行している2件の樹木伐採について、同一業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を締結していた。この2件の契約は、履行期間、業務内容及び業務場所が同じであった。

一括発注すると予定価格が50万円を超え、競争入札が必要な契約となり、現状の執行方法は、入札手続を回避するために、随意契約の範囲内に収めた金額にな

るよう契約を分割していると考えられる。また、一括発注を行えば、経費的に安価になる可能性があることから、安易に契約を分割して随意契約を締結することなく、競争入札により公平性と透明性を確保されたい。

あやめ池小学校

施設修繕に係る書類を査閲したところ、運動場体育倉庫修繕という名目で支出されていたが、修繕ではなく、新たに倉庫（物置）が設置されていた。また、備品台帳への登録は行われていなかった。

倉庫（物置）の設置については、適切な科目で執行するとともに、必要に応じて備品台帳への登録を行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

補助金及び指定管理における収支決算書の内容確認について

市が交付する補助金について、所管課は補助金交付団体から収支決算書を徴取しているが、領収書等の外部証拠資料との突合による計数の確認を行っていない事例がほとんどであった。また、指定管理においても同様であった。

所管課は、領収書等の原本を基に、補助金及び指定管理料が対象外経費に支出されていないか確認した上で収支決算書との突合を行うことにより、補助及び指定管理の目的に沿って執行されているかを適切に把握されたい。また、領収書等を確認した際には原本に証跡を残し、写しを保管するなど、事後の説明責任を担保されたい。

奈良市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年 12 月 27 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

福祉政策課

監査結果公表日 令和元年 6 月 28 日（奈良市監査委員告示第 5 号）

措置結果通知日 令和元年 12 月 13 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>介護予防・生活支援サービス事業事務経費の委託料について関係書類を査閲したところ、地域介護予防活動支援事業経費の委託料から予算流用して執行していたが、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっていた。</p> <p>支出負担行為は、地方自治法第 232 条の 3 に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。</p>	<p>令和元年 10 月 19 日及び 20 日に出張した市外旅費において、委託料から流用を行ったが、予算流用確定通知書の確定日以降に旅行命令を行い、支出負担行為兼支出命令書を起票し執行した。</p>

公當企業

奈良市企業局告示第30号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和元年12月 27日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和元年12月 27日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年1月10日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市石木町、秋篠早月町、学園大和町三丁目、六条一丁目、西大寺北町四丁目、紀寺町、学園南二丁目

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処 理 分 区	起 点	終 点	告示位置図No.
富雄川第11処理分区	石木町631-2	石木町631-1	①
佐保川第7処理分区	秋篠早月町2-24	秋篠早月町3-24	②
富雄川第8処理分区	学園大和町三丁目231-5	学園大和町三丁目231-10	③
佐保川第13処理分区	六条一丁目31-23	六条一丁目31-22-2	④
佐保川第7処理分区	西大寺北町四丁目6-25	西大寺北町四丁目6-48-2	⑤
大安寺第1処理分区	紀寺町888-1	紀寺町841-6	⑥
佐保川第10処理分区	学園南二丁目8-9	学園南二丁目7-15	⑦

3 公共汚水枿を設置し、供用を開始する場所

処 理 分 区	場 所	告示位置図No.
佐保川第13処理分区	六条二丁目1122-1	⑧
佐保川第7処理分区	秋篠町1478-1,1480-1	⑨
佐保川第10処理分区	菅原町666-3の一部(1号地)	⑩
佐保川第10処理分区	菅原町666-3の一部(2号地)	⑪
南奈良第3処理分区	神殿町170-3	⑫

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
位置図省略

教育委員会

奈良市教育委員会告示第13号

令和元年12月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和元年12月18日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和元年12月19日（木）
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に附すべき事案

議事

議案第67号 奈良市立学校特認校制度に関する要綱の制定について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は3名で、定員になり次第締切させていただきます。

奈良市教育委員会告示第14号

令和元年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和元年12月20日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和元年12月24日（火）
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に附すべき事案

教育長報告

（1）奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について

議事

議案第68号 教職員の人事について

協議事項

「奈良市地域学校連携の今後について」

その他報告事項

（1）奈良市立学校におけるいじめ事象について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

奈良市教育委員会告示第16号

西部公民館学園大和分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園大和町一丁目187番地

西部公民館学園大和分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市学園大和町一丁目75

学園三碓地区自治連合会

会長 甲斐 眞由美

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関すること。

(2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第17号

南部公民館精華分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高樋町640番地の1
南部公民館精華分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
高樋町457番地
高樋町自治会
会長 石巻 昌孝
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第18号

南部公民館東九条分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東九条町318番地

南部公民館東九条分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東九条町530番地

東九条町自治会

会長 藤田 登喜男

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関すること。
- (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第19号

南部公民館明治分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北永井町508番地の2
南部公民館明治分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北永井町508番地の2
明治地区自治連合会
会長 虎杖 徳明
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第20号

田原公民館横田分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町336番地の1
田原公民館横田分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市茗荷町1078番地の1
田原地区自治連合会
会長 松本 陽一
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第21号

田原公民館水間分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市水間町989番地の1
田原公民館水間分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町1179番地
水間町自治会
会長 西田 茂
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第22号

田原公民館柚ノ川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市柚ノ川町698番地
田原公民館柚ノ川分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柚ノ川町649番地の2
柚ノ川町自治会
会長 今窪 清美
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 田原公民館柚ノ川分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 田原公民館柚ノ川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 田原公民館柚ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第23号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市富雄北二丁目2番8号
富雄公民館元町分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市富雄元町三丁目1番5-1号
富雄公民館元町分館管理協議会
会長 東 正良
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第24号

柳生公民館興ヶ原分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市興ヶ原町349番地の1
柳生公民館興ヶ原分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市興ヶ原町398番地
興ヶ原町自治会
会長 畑中 伊知雄
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第25号

柳生公民館邑地分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町451番地の4
柳生公民館邑地分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町445番地の2
邑地町自治会
会長 堂阪 清文
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第26号

柳生公民館丹生分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市丹生町847番地
柳生公民館丹生分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市丹生町1084番地
丹生町自治会
会長 新谷 定男
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第27号

柳生公民館北野山分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北野山町724番地
柳生公民館北野山分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北野山町708番地
北野山町自治会
会長 西田 浩樹
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第28号

興東公民館狭川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市下狭川町3109番地の2
興東公民館狭川分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大柳生町4735番地
狭川地区自治連合会
会長 大南 善英
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

奈良市教育委員会告示第29号

興東公民館大平尾分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大平尾町471番地

興東公民館大平尾分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大平尾町1282番地

大平尾町自治会

会長 小南 元久

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第30号

春日公民館西木辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西木辻町200番地の67
春日公民館西木辻分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西木辻町200番地
八軒町自治会
会長 北岡 明
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第31号

春日公民館大安寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大安寺四丁目4番34号
春日公民館大安寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大安寺四丁目4番34号
大安寺地区自治連合会
会長 市川 恵一
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第32号

春日公民館済美南分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南京終町七丁目554番地の3
春日公民館済美南分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南京終町774番地の13
済美南地区自治連合会
会長 西上 裕大
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第33号

二名公民館二名分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市二名一丁目2400番地の4
二名公民館二名分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大湊町3930番地の1
二名地区自治協議会
会長 池淵 忠紀
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

奈良市教育委員会告示第34号

二名公民館西登美ヶ丘分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号
二名公民館西登美ヶ丘分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西登美ヶ丘八丁目14-14
二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会
委員長 松島 裕二
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

奈良市教育委員会告示第35号

京西公民館平松分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市平松一丁目24番1号
京西公民館平松分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市平松一丁目28番2号
平松一丁目自治会
会長 森 辰己
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

奈良市教育委員会告示第36号

伏見公民館あやめ池分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
伏見公民館あやめ池分館

2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
あやめ池地区自治連合会
会長 三浦 建二

3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関すること。
- (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第37号

平城公民館歌姫分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市歌姫町1094番地
平城公民館歌姫分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市歌姫町1220番地
歌姫町自治会
会長 岡嶋 祥介
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市教育委員会告示第38号

飛鳥公民館白毫寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市白毫寺町58番地の2
飛鳥公民館白毫寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市白毫寺町6-2
白毫寺町連合自治会
会長 農澤 順一
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

奈良市教育委員会告示第39号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市佐紀町3089番地
都跡公民館佐紀分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐紀町3089番地
佐紀中町自治会
会長 野村 秀雄
- 3 指定管理者の指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

正 誤

令和元年9月20日付け奈良市公報第1号

ページ	誤	正
2	奈良市公報号外第5号に掲載	奈良市公報号外第4号に掲載
3	奈良市公報号外第5号に掲載	奈良市公報号外第4号に掲載

令和元年9月24日付け奈良市公報第2号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第5号に掲載	奈良市公報号外第4号に掲載

令和元年9月25日付け奈良市公報第3号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第6号に掲載	奈良市公報号外第5号に掲載

令和元年9月26日付け奈良市公報第4号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第6号に掲載	奈良市公報号外第5号に掲載
2	奈良市公報号外第6号に掲載	奈良市公報号外第5号に掲載

令和元年9月27日付け奈良市公報第5号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第7号に掲載	奈良市公報号外第6号に掲載

令和元年9月30日付け奈良市公報第6号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第7号に掲載	奈良市公報号外第6号に掲載
2	奈良市公報号外第7号に掲載	奈良市公報号外第6号に掲載

令和元年10月1日付け奈良市公報第7号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第8号に掲載	奈良市公報号外第7号に掲載
2	奈良市公報号外第8号に掲載	奈良市公報号外第7号に掲載

令和元年10月2日付け奈良市公報第8号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第8号に掲載	奈良市公報号外第7号に掲載

令和元年10月3日付け奈良市公報第9号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第9号に掲載	奈良市公報号外第8号に掲載

令和元年10月4日付け奈良市公報第10号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第9号に掲載	奈良市公報号外第8号に掲載

令和元年10月7日付け奈良市公報第11号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第10号に掲載	奈良市公報号外第9号に掲載
2	奈良市公報号外第10号に掲載	奈良市公報号外第9号に掲載

令和元年10月16日付け奈良市公報第12号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第10号に掲載	奈良市公報号外第9号に掲載

令和元年11月1日付け奈良市公報第13号

ページ	誤	正
2	奈良市公報号外第11号に掲載	奈良市公報号外第10号に掲載

令和元年11月18日付け奈良市公報第14号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第11号に掲載	奈良市公報号外第10号に掲載

令和元年12月2日付け奈良市公報第15号

ページ	誤	正
2	奈良市公報号外第12号に掲載	奈良市公報号外第11号に掲載

令和元年12月16日付け奈良市公報第16号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第12号に掲載	奈良市公報号外第11号に掲載
2	奈良市公報号外第12号に掲載	奈良市公報号外第11号に掲載

令和2年1月6日付け奈良市公報第17号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第13号に掲載	奈良市公報号外第12号に掲載